

「(仮称) 郡山市子どもに関する条例 (案)」にお寄せいただいた御意見等と本市の考え方

受付番号	御意見	(実施機関) の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもは大人に支援されて成長するだけでなく、子どもは同年代・上下の年代との関わりの中で、相互に影響し合いながら成長していくものでもありと考えることから、条例記述中に市、事業者、保護者、学校等関係者、市民等の5者の責務が明記されると同様に、子どもの責務、又は郡山市が理想とする子ども像を条例中に加えてはいかかが。</li> <li>万人が当たり前と思える子どもの姿を明記することで、子ども自身が行うべきことが明らかになると同時に、支援の目標が具体化し支援者としての5者の実際の働きがより連携しやすくなるのではないかと。</li> <li>第11条（障害のある子どもへの支援）については、障害者差別解消法が施行されている今であれば、是非一歩踏み込み、インクルーシブな考え方を加えていただきたい。</li> <li>具体的には、「市は、障害のある子どもが、<b>地域の中で</b>健やかに成長するために必要な施策を講ずるものとする。」とするのはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例第3条では、子どもへの支援についての基本理念を定めており、第1項から第3項までは「子どもへの支援は、子どもがこのように成長できるように行う」という内容であり、郡山市が理想とする子ども像に通じるものであります。</li> <li>この基本理念により、地域社会全体で目指すべき子ども像に向かって子どもたちを支援できるものと考えております。</li> <li>本条例では、地域社会において子どもを取り巻く大人たちを、市、保護者、市民等、学校等関係者、事業者に分類しており、条例第3条第4項では、相互の連携・協力について規定しております。</li> <li>これにより、地域社会が一体となって子どもを支援することができ、障がいの有無に関わらず全ての子どもが地域の中で健やかに成長できるものと考えております。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の名称について、子どもへの支援について広く記載されていることから、「子どもの育ち総合支援条例」がよいと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例名称決定の参考とさせていただきます。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>郡山市には、こども総合支援センター（ニコニコこども館）という素晴らしい施設が機能しており、子育てしやすい街になりつつあるのを強く実感しているが、障がいのある子どもについては、障がい認定の後、福祉サービスの手続や相談等をする際、障がい福祉課へ足を運ばなければならず、障がい受容がままならない保護者にとっては孤独と落胆の思いであると、多くの声がある。</li> <li>条例第11条に「障がいのある子どもが健やかに成長するために…」と明記されることから、分け隔てなく、こども総合支援センター内で、包括的に子育て支援を受けられるようにしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある子どもを持つ保護者の方々の心の負担を軽減できるよう、各種手続等の受付体制の整理等について検討してまいります。</li> </ul>

「(仮称) 郡山市子どもに関する条例 (案)」にお寄せいただいた御意見等と本市の考え方

受付番号	御意見	(実施機関) の考え方
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の施策に合わせて、「障害」の表記を「障がい」改めるべきではないか。</li> <li>・第2項として、例えば「市は、障がいのある子もない子も、一緒に育つことができる環境が得られるよう多方面に渡る施策を講じること」というような内容を入れてほしい。</li> </ul> <p>理由：地域福祉計画で「地域共生のまち」を標榜するのであれば、一番大切なのは子どもの時から障がいを持つこと持たない子を「分けない」ことが大事だと思います。自分が住んでいる地域の幼稚園、保育園、小・中学校と一緒に通い過ごすことで、将来の「共生」につながることを思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の様々な計画や施策等の文言を考慮し、条文の表記を「障がい」といたします。</li> <li>・条例第3条第2項では、子どもが差別等に悩み苦しまないよう、子どもの人権が尊重されるよう子どもへの支援を実施することを規定しております。</li> </ul> <p>また、条例第7条で、学校等関係者の責務を「差別、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努める」としております。これらの2規定により、障がいの有無に関わらず、学校等に通う全ての子どもを差別等から守ることで、分け隔てない「共生」につながると考えております。</p>